

鹿児島県警察「きよで愛制度」実施要領の制定について（概要）

（平成31年3月29日 鹿務第464号）

本通達は、国民に対する奉仕の心と同僚愛を兼ね備えた若手警察職員を育成するため、薩摩藩における青少年の人材育成・教育の基盤となった郷中教育の精神を範とした「きよで愛制度」に関し、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 組織の構成
- 対象者の指定及び任務
- 心構え及び運用上の留意事項

等である。